マイナ保険証による
自己負担限度額の適用が便利です！

マイナ保険証を使って
みませんか？

病院の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請していただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

マイナ保険証を使用して、顔認証付カードリーダーの音声ガイダンスに従って、自己負担限度額の適用に同意すると、窓口での支払を自己負担限度額までにとどめることができます。これにより、限度額適用認定証の準備が不要になります。

【70 歳以上の方】

所得区分		負担割合	区分	自己負担限度額 外来	自己負担限度額 入院	食事代（一食）
現役並み所得		３割		252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%		490 円
現役並み所得		３割	現役Ⅱ	167,400 円+(医療費-558,000 円)×１%		490 円
現役並み所得		３割	現役Ⅰ	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%		490 円
一　般		２割	一般Ⅱ	18,000 円または、（6,000 円+（医療費-30,000 円）×10%）の低い方	57,600 円	490 円
一　般		１割	一般Ⅰ	18,000 円		
住民税非課税	低所得 Ⅱ	１割 ２割	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円	230 円
住民税非課税	低所得 Ⅰ		区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円	110 円

【70 歳未満の方】

所得区分		区分	自己負担限度額	食事代（一食）
課税	上位所得者	ア	252,600 円＋(総医療費－842,000)×1%	490 円
課税	上位所得者	イ	167,400 円＋(総医療費－558,000)×1%	490 円
課税	一般	ウ	80,100 円＋(総医療費－267,000)×1%	490 円
課税	一般	エ	57,600 円	490 円
非課税		オ	35,400 円	230 円

マイナ保険証をお持ちでない方は、保険証（資格確認書）の提示により、オンライン資格確認システムによる自己負担限度額の登録が可能です。登録は職員が行いますが、オンライン登録には患者様の同意を必要としています。入院申込書の同意欄にチェックを入れるか、１階受付又は、患者相談窓口までお申し出ください。